

じて農村歌舞伎舞台で民俗芸能の上演なども行なわれる。農家と職人の技術では、材料や道具を相互に提供するような有機的な関係ができており、また日々のこうした生産活動の実演・体験によって展示物である「景観」も維持されている。博物館で民俗文化を紹介しようとする目的は、人々が生きた文化や社会を理解してもらうことにあるが、そのためには、「房総のむら」の環境と手法は最適ともいえるだろう。資料を並べるタイプの博物館においては文字や映像で2次的に説明するしかないことを、実際に似た環境で「やってみる」ことができるのだから。

こうした「体験」の有効性はすでに市民権を得て、全

国の博物館が独自に工夫を凝らして実施がなされているところである。しかし、前述したように、「体験」という手段が楽しく魅力的であるが故に、それ自体目的化してしまう危険性もまた大きい。本来は、メッセージを伝えるための手段であったはずが、別の目的（例えば家族のふれあいの場を提供するというような）のほうが優先されて全く無関係のお手軽な体験が増えてしまったりすれば本末転倒となり、その施設は自ら存在意義を見失ってしまう。「博物館」は、今後、当初のメッセージを見失わないよう、上手く「展示」と「体験」という手法を使いこなしていくことが要求されるであろう。

It is not enough to only watch exhibitions at museums.

We need to physically touch, use and take part in them.

The memories of new experiences are left in the participants' hearts.

観覧料という心的バリア

浜田 弘明（桜美林大学資格・教職教育センター 助教授 / COE 教員）

How Is the Fee Decided?

HAMADA Hiroaki

今から10数年前、私が相模原市立博物館建設準備担当の学芸員をしていたころ、バリアフリーとかユニバーサルデザインという用語は、まだ社会的にそれほど定着したものではありません。しかし、この10年ほどの間に、博物館界のみならず、社会的認知も急速に高まり、ハードの面では充実しつつあると言えます。

しかし、日本の地域博物館の現状を見ると、未だに有料入館ということが利用者にとって大きなバリアとなっているように思われる。バリアフリーという用語の用い方としては適切ではないかもしれないが、地域博物館の根幹を考える時、展示観覧が無料か有料かという問題は重要なものと考えます。

博物館法第19条に「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」という条文があるにもかかわらず、多くの公立博物館建設の際には、受益者負担という名のもとに、行政当局や議会の中でも、有料入館は当然のことのように論議が取り交わされている。実は、博物館法には抜け道が隠されていて、第19条は「但し、博物館の維持運営のためやむを得ない事情がある場合は、必要な対価を徴収することができる」と続いている。

私たちはかつて、このような議論に対応すべく、各地博物館の入館料徴収根拠の調査に当たって見たことがある。公立博物館の入館料は100～300円が相場であったが、その金額設定に積極的根拠は見出せず、利用者にあまり負担と思われない程度の金額とし、隣接館を参考にしたというものが多かった。有料の理由についても、これが「博物館の維持運営のためやむを得ない事情」と言えるのか甚だ疑問ではあるが、有料の方が展示を良く見てもらえ、施設を大事にもらえる、あるいは展示している側も緊張感が持てる、という極めて曖昧な回答が多く、何館かでは、今で言うホームレス対策のためというももあった。

今日、地域博物館の多くは、入館者の減少に悩まされている。2003年度の外部監査で、「民間なら倒産状況」と評された川崎市市民ミュージアムの例は、その象徴と言えよう。入館者減は有料館により多く、しかも長期にわたって展示更新をしていないというのが共通の課題となっている。川崎市のその後の「改善委員会」報告の中で、集客力向上のために入館を無料化にすべきとの意見が出されたのは、当然のことと言え、評価に値するものであった。



相模原市立博物館



博物館外観



常設展示室（台地の生いたち）



企画展「都市化の中の暮らし」

常民参考室の紹介



来年度、実験展示が行われる
神奈川大学の常民参考室。畳百枚ほどの小さなスペースだが、これまで毎秋
展示を行ってきた。 、 は2003年度の布の文化の展示。 、 は2004年
度の鍛造文化の展示から。いずれも日本常民文化研究所の企画展示。



これは計算してみれば明らかなことであるが、もぎりや経理担当者の人件費、券売機の設備費やメンテナンス費を考えると、100円や300円の入館料を徴収して、数100万円の収入を得るよりも、入館無料とした方が赤字額は軽減されるのである。もしも、受益者負担を原則として、観覧料を採算ベースに合わせようとしたならば、年間10万人以上の入館者がある相模原市立博物館でさえ、年間運営経費を3億円としても3,000円という驚異的な金額が算出されるのである。法的不備が前提にあるとは言え、博物館は図書館・公民館と同じ社会教育機関なのであり、何よりも市民の学習権を保障する上で、利用は無料であるべきというのが正論であろう。

幸い相模原市立博物館は、常設展・企画展の観覧は無料で運営されているが、特別展のみは、開館当初から有料とし、観覧料は300円と設定されている。昨年、開館10周年を迎えたが、入館無料のお陰もあり、開館以来、入館者数の減少傾向は見られず、毎年10万人を超える入館者を確保している。しかし、特別展の観覧料300円というハードルは、市民にとってかなり高く、有料展の観覧は入館者の1~2割に過ぎないのが実情である。

もしも、常設展示も有料であったならば、相模原市立博物館の年間入館者は半減どころか、大きく減っていたに違いない。行政当局は、わずか300円と考えるかもしれないが、有料であるということは、利用者の市民には意外と大きな壁となっている。観光地型の博物館は別とし

て、日常的に市民が利用する地域博物館が有料であるということは、利用者にとって、心的バリアとなっていることは事実である。有料だから熱心に、丁寧に見てくれるだろうなどといった非科学的根拠は排除し、行政の中で博物館が厳しい状況に置かれている今日であるからこそ、博物館の社会的使命を考え、改めて公立の地域博物館は入館無料であるべきという原点に立ち戻るべきなのではないだろうか。



エントランス



特別展示室入口



常民参考室に隣接して収蔵展示の部屋がある(5)